



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)

1月 23日

第 684 号

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○ 告 示

※滋賀県事務委任規則に基づく特定の食品等製造等施設の指定の一部改正 (生活衛生課) .....	1
保安林予定森林の通知 (森林保全課) .....	2
滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売扱代金の徴収事務の委託 (みらいの農業振興課) .....	2
滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の使用料の額 (住宅課) .....	2
土砂災害警戒区域の指定 (流域政策局) .....	3
土砂災害特別警戒区域の指定 (流域政策局) .....	4

## ○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課) .....	5
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) .....	6
所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (補正) の公告 (農政課) .....	9
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課) .....	10
公共測量実施公告 (用地事業支援課) .....	10
公共測量変更公告 (用地事業支援課) .....	10
公共測量終了公告 (用地事業支援課) .....	10
一般競争入札の公告 (びわこボートレース局) .....	11

## ○ 労 働 委 員 会 告 示

滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等 .....	13
----------------------------	----

## 告 示

## 滋賀県告示第41号

令和3年滋賀県告示第364号(滋賀県事務委任規則に基づく特定の食品等製造等施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三月大造

表食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業の部乳製品製造業の項中「燻煙品のみを製造する」を「燻煙のみを行う施設および乳製品(調製粉乳以外の固形物に限る。)の小分けのみを行う」に改め、同部食肉製品製造業の項中「施設」の右に「(食肉製品の小分けのみを行う施設を除く。)」を加え、同部冷凍食品製造業の項を削り、同部添加物製造業の項中「施設」の右に「(添加物の小分けのみを行う施設を除く。)」を加え、同表に注4として次のように加える。

4 乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年厚生省令第52号)において製造の方法の基準が定められている食品または食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部のD各条の項において製造基準が定められている食品(生あんおよび豆腐を除く。)を製造する施設(これらの食品の小分けのみを行う施設を除く。)は、特定の食品等製造等施設とみなす。

付則第2項中「食肉販売業」の右に「、食品の冷凍または冷蔵業」を加える。

付 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。

#### 滋賀県告示第42号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 保安林予定森林の所在場所 米原市清滝字辻180・181・183・192-1・193-1・196-1・197-1・198-1・204-1・205から208まで(以上13筆について次の図に示す部分に限る。)、202、211から214まで、字奥ノ谷1165・1167・1169・1179・1181・1182(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、1157から1159まで、1160-1、1161から1164まで、1166、1168、1170から1178まで、1173-1から1173-3まで、1180、字作助1183から1190まで、1184-1、1192から1194まで、字丸山1200

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面およびその関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売扱代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 グリーン近江農業協同組合

2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東近江市八日市町1番17号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売扱代金

4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年12月1日

5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和7年12月1日

#### 滋賀県告示第44号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第35条の5第1項の規定により、令和8年度における滋賀県営住宅駐車場の使用料の額を次のとおり定めた。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

県営住宅の所在地	団地名	駐車場区画種別	使用料の額
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	A棟およびB棟	4,800
		B棟(軽自動車用)	4,800
		C棟およびD棟	4,800
		D棟(軽自動車用)	4,000
		F棟、G棟およびH棟	4,800
大津市大平一丁目	石山		2,000
大津市三大寺	神領		1,500
大津市一里山四丁目	一里山		4,400

大津市栗林町	栗林		3,400
彦根市開出今町	開出今		2,700
		(軽自動車用)	2,000
彦根市八坂町	八坂		2,500
長浜市新庄寺町	新庄寺		2,500
長浜市新庄中町	北新		2,700
長浜市殿町	殿町		2,900
長浜市木之本町黒田	黒田		1,600
近江八幡市西本郷町	西本郷		3,400
		(軽自動車用)	2,800
近江八幡市鷹飼町	鷹飼		2,600
草津市木川町	陽ノ丘		3,000
守山市播磨田町	久保		1,900
		(軽自動車用)	1,400
守山市石田町	石田		2,500
栗東市川辺	川辺		3,300
栗東市小平井一丁目	小平井		3,900
甲賀市水口町水口	古城ヶ丘		2,400
		(軽自動車用)	2,100
甲賀市信楽町長野	信楽		1,000
野洲市上屋	上屋		2,500
湖南市岩根	田代ヶ池		2,100
高島市今津町日置前	平ヶ崎		1,300
高島市今津町弘川	弘川		1,800
		(軽自動車用)	1,500
高島市拝戸	拝戸		600
東近江市尻無町	大森		1,900

## 滋賀県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南比良(4) I-10006	大津市南比良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木(41) II-10019	大津市仰木四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木の里東(8) II-10020	大津市仰木の里東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仰木の里東(9) II-10021	大津市仰木の里東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逢坂(14) II-10022	大津市逢坂二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
逢坂(12) II-10023	大津市逢坂二丁目・神出開町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野(4) III-10014	大津市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉台_10 II-10025	大津市若葉台、国分二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国分<20> I-10026	大津市膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立下在地町_6 I-10028	大津市伊香立下在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立下在地町_7 I-10029	大津市伊香立下在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

坂本\_42 I-10037

大津市坂本五丁目・坂本六丁目

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上砥山-12 I-20001	上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山-13 I-20002	上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山-14 II-20003	上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上砥山-15 II-20004	上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-21 II-20005	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-22 III-20006	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-23 II-20007	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-24 II-20008	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-25 I-20009	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御園-7 II-20010	御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御園-8 II-20011	御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-8 II-20012	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-9 I-20013	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-10 II-20014	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東坂-5 I-20015	東坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東坂-6 II-20016	東坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-26 II-20017	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-11 II-20018	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-12 II-20019	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-13 II-20020	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井上-14 II-20021	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-27 II-20022	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒張-28 III-20023	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金勝川支流 32080001	東坂	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県南部土木事務所および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
南比良(4) I-10006	大津市南比良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仰木(41) II-10019	大津市仰木四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

逢坂(14) II-10022	大津市逢坂二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
逢坂(12) II-10023	大津市逢坂二丁目・神出開町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野(4) III-10014	大津市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
若葉台_10 II-10025	大津市若葉台、国分二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国分<20> I-10026	大津市膳所上別保町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
上砥山-14 II-20003	上砥山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-21 II-20005	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-22 III-20006	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-23 II-20007	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-24 II-20008	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-25 I-20009	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御園-7 II-20010	御園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上-8 II-20012	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上-9 I-20013	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上-10 II-20014	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東坂-5 I-20015	東坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-26 II-20017	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上-12 II-20019	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上-13 II-20020	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井上-14 II-20021	井上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-27 II-20022	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒張-28 III-20023	荒張	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金勝川支流 32080001	東坂	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県南部土木事務所および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 公 告

##### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があつたので公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル愛知川店 愛知郡愛荘町長野字円城寺198番ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年9月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,109平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 203台
- 7 駐輪場の収容台数 30台
- 8 荷さばき施設の面積 168.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 37.8立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 14 届出年月日 令和8年1月9日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
- 愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町安孫子825番地
- (2) 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年5月25日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年5月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ彦根店 彦根市古沢町103-1
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更年月日 令和7年6月19日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年12月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
- 彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年5月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年5月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ八日市インター店 東近江市中小路町710-1

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社  
関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社  
関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更年月日 令和7年6月19日

4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和7年12月29日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年5月25日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年5月25日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ西大津店 大津市鏡が浜11番1号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社  
関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社  
関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更年月日 令和7年6月19日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年12月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年5月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年5月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ近江八幡店 近江八幡市土田町1400番1ほか
- 2 変更した事項
- (1) 変更前  
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社  
関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- (2) 変更後  
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社  
関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- 3 変更年月日 令和7年6月19日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年12月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8
- (2) 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年5月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年5月25日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGA ドン・キホーテ水口店 甲賀市水口町北泉一丁目30番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
  - (1) 変更前 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
  - (2) 変更後 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
- 3 変更年月日 令和7年9月26日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年1月8日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
  - (2) 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年5月25日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年5月25日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（補正）の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請（補正）があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 申請に係る農地の所在等
  - (1) 所在および地番 高島市安曇川町下古賀字下川原2894番、高島市安曇川町下古賀字下川原2895番および高島市安曇川町下古賀字谷川尻2954番
  - (2) 地目 田
  - (3) 面積 678m<sup>2</sup>、1,279m<sup>2</sup>および2,997m<sup>2</sup>
  - (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明
- 2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であり、所有者死亡以後は耕作の目的に供されていなかつたが、現況の確認により、再生利用が可能な農地である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、認定農業者に遊休農地解消作業を委託し、作業完了後、同人に申請に係る農地を貸し付け、水稻の栽培を行う。
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画において担い手が位置づけられていないが、借受希望者の確保が確実と見込まれることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める遊休農地解消対策事業の運用について第2条の基準に適合し、当該農地が、再生利用可能な状態に回復した後は、同基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条に定める農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合するものである。
- 5 希望する利用権の始期等
  - (1) 始期 令和8年3月1日
  - (2) 存続期間 10年2か月
  - (3) 借賃に相当する補償金の額 84,200円
- 6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
  - (1) 提出期限 令和8年1月30日(金)
  - (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
  - (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

（この公告は、令和7年12月12日付け所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告に係る申請について、農地の所在および地番が補正されたことに伴って行うものです。）

#### 県営土地改良事業変更計画決定公告

県営横波地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年1月15日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 縦覧に供する書類 県営横波地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、長浜市産業観光部田園整備課および長浜市産業観光部北部産業振興課

なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348041.html>) でも閲覧することができる。

3 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年2月24日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月11日までに審査請求をすることができる。

#### 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（地形測量）

2 作業の地域 長浜市余呉町中河内

3 作業の期間 令和8年1月5日から令和8年3月23日まで

#### 公共測量変更公告

令和7年9月2日付け公共測量変更公告に係る公共測量について、農林水産省近畿農政局東近江農地整備事業所長中野 裕嗣から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量（基準点測量、用地測量）

2 作業の地域 東近江市林田町

3 作業の期間

変更前 令和7年1月15日から令和7年11月12日まで

変更後 令和7年1月15日から令和8年3月2日まで

#### 公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市伊香立下在地町
- 3 作業の終了日 令和7年11月28日

#### 一般競争入札の公告

令和8年度ボートレースびわこ公式Y o u T u b e チャンネルライブ配信業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 契約業務名および数量 令和8年度ボートレースびわこ公式Y o u T u b e チャンネルライブ配信業務 一式
- (2) 契約業務の内容等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日(水)(予定)から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎1番1号

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: イベントまたは映像・音声情報製作

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 令和5年4月1日以降においてY o u T u b e チャンネルを活用した配信実績が1つ以上あること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

##### ① 必要とする書類

- ア 入札説明書において示す入札参加資格確認申請書
- イ 令和5年4月1日以降においてY o u T u b e チャンネルを活用した配信実績が1つ以上あることを証する書類
- (2) 提出期限 令和8年2月6日(金)17時
- (3) 提出方法 持参または郵送(簡易書留に限る。)による。
- (4) 提出場所 滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所ならびに問合せ先 滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこモーターボート競走場内) 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122 電子メールアドレス b100@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和8年1月23日(金)から令和8年2月6日(金)までの9時から17時まで(最終日は12時まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付は行わない。なお、電子メールによる交付も希望に応じて行う。電子メールによる交付を希望する場合は、メール表題を「令和8年度ボートレースびわこ公式Y o u T u b e チャンネルライブ配信業務に係る資料の交付請求」とし、メール本文に法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびに交付先の電子メールアドレスを記載した電子メールを(1)に示す問合せ先に送付の上、電話で連絡すること。

- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書および提案書の受領期限 令和8年2月13日(金)12時
- (6) 入札書および提案書の提出方法 持参または郵送(簡易書留に限る。)による。郵送による場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(5)に示す入札書および提案書の受領期限までの日付を記入すること。
- (7) 開札の日時および場所 令和8年2月13日(金)15時 びわこモーターボート競走場内5階小会議室
- (8) 対面評価 令和8年2月17日(火)に對面による評価検討会を設定する。実施日程について連絡を行うので、該当する入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (9) 落札者の決定 令和8年2月24日(火)(予定)。(8)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札参加者は、入札書とともに本業務に係る提案書を提出しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

## 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、令和8年度ボートレースびわこ公式Y o u T u b eチャンネルライブ配信業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点(以下「技術点」という。)に入札価格による評価点(以下「価格点」という。)を加算した評価点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の構成は、次のとおりとする。

総合評価点(200点満点) = 価格点(70点満点) + 技術点(130点満点)

## 10 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 11 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書および提案書の提出前または提出と同時に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受取人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。
- (3) 一度提出した入札書および提案書は書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : Live Broadcasting of Boat Race Biwako official YouTube channel
- (2) Deadline for tender : 12:00(JST), February 13th, 2026
- (3) For further information, contact: Boat Race Biwako Bureau, Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, located at 1-1 Chagasaki, Otsu city, Shiga 520-0023, Japan TEL +81-77-522-1122

## 労働委員会告示

## 滋賀県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条の規定に基づき、滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和8年1月23日

滋賀県労働委員会会長 吉田和宏

氏名	現職	委嘱年月日
吉田和宏	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成13.4.2
土井裕明	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成21.4.1
奥田香子	滋賀県労働委員会委員 元近畿大学法学部教授	平成23.4.1
中睦	滋賀県労働委員会委員 弁護士	平成31.4.1
川原康司	滋賀県労働委員会委員 特定社会保険労務士	令和7.1.10
白崎直樹	滋賀県労働委員会委員 江若交通労働組合 執行委員長	平成22.11.26
白木宏司	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	令和2.10.9
榎並典朗	滋賀県労働委員会委員 ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	令和6.2.9
松本有子	滋賀県労働委員会委員 パナソニックアプライアンスユニオン 直轄支部 支部執行委員長	令和7.1.10
中作佳正	滋賀県労働委員会委員 株式会社ナカサク 代表取締役社長	令和3.4.1
川西民雄	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	令和6.1.12
城月祐子	滋賀県労働委員会委員 一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事	令和6.4.12
西川勝之	滋賀県労働委員会委員 レーク商事株式会社 取締役社長	令和6.4.12
山内哲矢	滋賀県労働委員会委員 東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	令和8.1.9
森野実知子	滋賀県労働委員会事務局長	令和7.4.1
稻葉千帆	滋賀県労働委員会事務局次長	令和7.4.1

